

消火器って器どう捨てるの？

消火器の廃棄方法のお知らせ

消火器の処分は(社)日本消火器工業会が地域の販売代理店等と協力して行っています。

廃消火器を処分する際には、指定取引場所ではリサイクルシール代金、特定窓口ではリサイクルシール代金と収集運搬・保管料金ががかかりますので、事前に具体的な金額をご確認ください。また、施設ごとに取扱い方法が異なる場合もありますので、ご要望の場合には、必ず特定窓口等に事前の連絡をして処分方法をご確認ください。なお、他市町でも取り扱い窓口がありますので、HP上で最新の窓口情報をご覧ください。か消火器リサイクル推進センターまでお問い合わせ願います。(近隣市の窓口情報は<http://www.ferpc.jp/accept/>で検索できます。)

● 赤平市内のリサイクル申し込み窓口 ●

株式会社菱友赤平支店 若木町南2丁目32番地 ☎ 32-2011

※こちらの特定窓口で収集運搬、保管が可能です。詳しくは、窓口へお問合せください。



消防本部・消防団では廃消火器を収集したり、廃棄処分するためにはご訪問することはありません。また、消防本部が業者に依頼し斡旋するというところもありませんので、特に訪問業者などにはご注意ください。

お近くに窓口がない場合は郵送でも回収できます。事前に電話またはインターネットで申し込みが必要で、直接郵便局に持ち込んでも取り扱いできませんので、必ず指定の申込先へご連絡願います。

申込先 ゆうパック専用コールセンター

☎ 0120-822-306

HP <http://www.ferecycle.jp>

排出者



特定窓口



問合せ (社)日本消火器工業会(消火器リサイクル推進センター) ☎ 03-5829-6773 HP <http://ferpc.jp/>



赤平市消防団協力事業所

エースラゲージ(株)赤平工場

7月7日、市役所において、赤平市消防団協力事業所表示証交付式が行われました。表示証は、4月1日に制定した赤平市消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団活動に積極的に協力し、地域の消防・防災体制の充実強化に寄与されている事業所等に交付されます。

今回、赤平市で初めて認定を受けたエースラゲージ(株)赤平工場は消防団活動に従事できる環境のもと、従業員が多数消防団に入団し、地域住民の安心・安全を守るため大変なご協力をいただき認定となりました。



表示証の交付を受ける小室次長(左) 認定日 平成22年7月1日

9月1日は「防災の日」
8月30日～9月5日は「防災週間」

一人ひとりがもう一度身の周りで起こる災害について考え、「自らの生命は自らが守る」という「自助」の意識のもと避難経路や避難場所の確認、非常持出品の準備など適切な行動がとれるよう日頃から備えましょう！

豆知識！

防災の日は、1923年(大正12年)に起きた「関東大震災の教訓を忘れない」という意味と、この時期に多い「台風への心構え」の意味も含めて、1960年(昭和35年)に制定され、その「防災の日」を含む1週間が「防災週間」となっています。

赤平市消防本部